

エコツーリズム推進方策

1 . エコツーリズム推進会議が目指す基本目標	2
2 . 目標達成に向けた基本方針	3
3 . 施策の提案	4
4 . 各施策展開の具体案	5
参考資料 1 . エコツーリズム憲章に関する資料	1 4
参考資料 2 . エコツーリズム 100 選に関する資料	1 8
参考資料 3 . グリーンパスポートに関する資料	2 6
参考資料 4 . 情報提供の拡充に関する資料	2 9

1. エコツーリズム推進会議が目指す基本目標

エコツーリズム推進会議では、次のような目標を設定し、目標の達成に向けて複数の施策の実施によって課題の解決を図ることとする。

エコツーリズムの理解を広める

エコツーリズムの理念や、その実現による幅広い効果、地域や社会に対する貢献について明らかにする。また、これらをわかりやすく国民、地域、観光事業者などに伝える

エコツーリズムに積極的に取り組む地域を拡充する

1. わが国を代表する資源が立地する自然地域におけるエコツーリズム推進ゾーン、里地や里山など身近な自然を有する地域においてエコツーリズムをキーワードとして地域振興を推進する地域を拡充する。

エコツーリズム推進事業者を拡充する

エコツーリズムを明確に意識して事業運営を行う観光事業者を増加させる。専業でエコツアーガイド業を行う者を増加させる。

エコツアー需要を拡大する

国民のエコツアー参加経験率を10%にまで引き上げる（現状では約5%、財団法人日本交通公社調べ）。なお、認知度は60%（現約44%）、参加希望率は60%（現約45%）を目標とする。

2. 目標達成に向けた基本方針

解決するための基本的な方針として、次の4つの基本方針を設定する。

(1) 全国規模の啓蒙活動、キャンペーンや広報活動を展開する

エコツーリズムの基本的な考え方を地域や事業者に浸透させるとともに、一般消費者に幅広くエコツーリズムに対する親近感を浸透させるとともに、具体的な需要を誘発させるための啓蒙活動や広報活動を展開する。

(2) エコツーリズムモデル地域の設置とモデル事業の実施

多くの地域の見本となりうる実例とするために、複数のモデル地域を設置し、資源調査、エコツアープログラムの作成、ツアーオペレーターの育成、モデルツアーの実施、利用促進エリアと保護エリアの設定、観光消費額の流れの把握、あるいは他の実験的な試みなどを行い、その成果を広く紹介する。

モデル地域は、国立公園などわが国を代表する自然が在する地域、里地や里山などの生活の身近にある自然が在する地域からバランス良く選択する。

(3) エコツーリズムを推進する地域を支援する

エコツーリズムの推進を目指す地域に対して、資源調査、資源の活用方法、資源の持続的な管理、人材育成、調査研究などについての情報提供を行う。

(4) エコツーリズム関連事業者を支援する

エコツーリズムによる地域経済の活性化と、エコツーリズムへの持続的な取り組みのための中心的な役割を果たすエコツーリズム関連事業者を育成し、成長を支援する。

3. 施策の提案

基本方針に沿って、次のような施策の実施を検討する。

- 1) エコツーリズム憲章の策定
- 2) エコツーリズム 100 選の選出
- 3) グリーンパスポートを活用した利用促進
- 4) モデル地域の設定とそこでの事業実施
- 5) ガイド養成セミナーの実施
- 6) ガイドの認定や登録制度の実施
- 7) エコホテル・エコ観光事業者の認定
- 8) 情報提供の拡充
- 9) エコツーリズム推進マニュアルの作成
- 10) 地域コーディネーターの支援
- 11) 研究調査の支援

		施 策										
		エコツーリズム憲章	エコツーリズム100選	グリーンパスポート	モデル地域の設定と事業実施	ガイド養成セミナーの実施	ガイドの認定や登録	エコホテル・エコ観光事業者の認定	情報提供の拡充	エコツーリズム推進マニュアルの作成	地域コーディネーターの支援	研究調査の支援
基本方針	(1) 大規模なキャンペーンや広報活動を展開する											
	(2) エコツーリズムモデル地域を設置し整備する		・	・								
	(3) エコツーリズム推進地域を支援する	・	・	・	・							
	(4) エコツーリズム関連事業者を支援する											
		主に関連する				関連する			・やや関連する			

4. 各施策展開の具体案

(1) エコツーリズム憲章

基本的考え方

- ・行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民などすべての人がエコツーリズムに関わりがあることを理解し、エコツーリズムを推進していく際の基本理念や行動指針を提示する。

意義

- ・エコツーリズムの基本理念や行動指針を関係者や国民が共有化できる。
- ・エコツーリズムに国を挙げて取り組む姿勢を内外に示せる。

課題

- ・憲章のスタイルをどうするか。
- ・憲章策定後の継続性をどのように確保するか。(戦略や行動計画づくりなどへの繋ぎ方)

方法

- ・エコツーリズム推進会議において議論を経て、制定する。
- ・エコツーリズムに関する出版物や掲示物などに必ず記載されたりすることで、広く周知されることを図る

憲章の前文内容例

- ・憲章制定の経緯（ 会議の議決を受けて・・・）
- ・憲章制定の社会的背景、時代背景
- ・憲章制定の前提条件の確認
- ・憲章制定の目的
- ・憲章制定の意義、必要性
- ・憲章の用途
- ・憲章の基本理念、中心概念の定義、新しい考え方の提示
- ・憲章実行の主体、対象、方法
- ・本文の要約

憲章の本文内容の中心的要素例

- ・自然保護のあり方
- ・観光のあり方、観光の質の向上
- ・保護と観光の関係
- ・地域の社会・文化・経済への貢献
- ・関係者間の連携・協力、体制づくり
- ・関係者の訓練・教育のあり方
- ・広報、周知のあり方
- ・戦略、計画、調査、各種施策等の進め方
- ・行動規範

等々

(2) エコツーリズム 1 0 0 選

エコツーリズム 1 0 0 選の選定方式について、次の 2 点が挙げられる。

エコツーリズム (事業) リストアップ方式 (エコラベル方式)

基本的考え方

- ・ 優良なエコツーリズム事業者をリストアップして示すことにより、エコツーリズム事業の環境保全努力や観光の質の向上を図る。

意義

- ・ エコツーリズム事業の方向性を示す指針や、事業者の改善意欲の向上に繋がる。
- ・ 消費者にとって、優良商品を選択する目安が与えられる。
- ・ 加入者間での連携や連帯意識などが生まれる。

課題

- ・ 認証にあたっての証拠をどこまで求め、どう品質を確保し、継続するか。
- ・ リストアップされたツアー事業をどう一般に浸透を図り、ブランドをアピールするか。
- ・ 認証制度の運営費用をどう確保するか (政府補助金や企業の賛助金など) 。
- ・ 消費者にとって類似の認証制度が複数あると混乱をきたす上に、無駄が生じる。

方法

- ・ 「ガイド、ガイド組織」「宿泊等旅行施設」「ツアーサイト」「ツアープログラム」等ジャンル別に、条件を満たしているかのチェック表と証拠書類とともに自己申請を求める。
- ・ 申請書類を審査し、認証を与える。数は、100 にはこだわらない。

エコサイト (地域) 100 選方式

基本的考え方

- ・ 行政、民間、地域住民などが協力・連携し、地域が総体的にエコツーリズムに取り組む優良地域を選定・表彰することで、エコツーリズムの地域づくりを後押しする。

意義

- ・ エコサイトづくりのあるべき方向性を示し、地域の改善意欲の向上に繋がる。

- ・エコツーリズムに取り組み地域を広く一般に告知し、市場の需要を喚起する。
- ・旅行者にとって、魅力ある旅先を選択する目安が与えられる。
- ・地域内での連携や連帯意識などが強まる。

課題

- ・エリアのスケールや申請主体をどうするか。(自治体レベル、地区レベル等)
- ・継続性や一般への周知をどのように確保するか(最近の各種百選が多い中での差別化)。

方法

- ・自然地域、農山村、都市近郊など様々なタイプから、地域内のツアーの実施状況、環境保全の取り組み、連携・協力体制などの条件で基準を設けて 100 (前後)の場所を選定する。
- ・一度に全てを選ばず 10 ずつ選んで継続と普及を図る方法もある。
- ・地域の取り組み情報を記載した広報誌の発刊を条件化するなどで、継続性を担保する。
- ・選定条件を明確にすることで、環境への配慮に関する枠組みが見えるようにする。

(3) グリーンパスポート

グリーンパスポートのスタイルとして、次の2方式が挙げられる。

エコパスポート・スタンプ方式

基本的考え方

- ・旅行者が、パスポートの所有により利便を享受すると同時に、何らかの形で環境への貢献ができ、さらにエコツーリズムへの参加意識を持てるような仕組みをつくる。

意義

- ・事業者にとってはパスポート掲載による宣伝効果と、新規需要拡大の可能性がある。
- ・地域内や同業者間などの連携が深まる。

課題

- ・購入のインセンティブの提供(所有者の特典を如何に魅力あるものにするか)
- ・パスポートに付加される割引特典等を提供する民間業者の、パスポート参加の利点が見えにくい。

方法

- ・エコ百選の地域とも連携したパスポートを発行する。
- ・環境への貢献方法の違いによって大きく3つに分けられる。
 - a. **特典型**: パスポート代金を環境に還元。旅行者は料金割引やイベント参加権を得る。
 - b. **交通負荷軽減型**: 交通負荷軽減を誘導することで環境に貢献。旅行者の交通費も抑制。
 - c. **スタンプラリー型**: 旅行者の環境保全への参加意識向上が目的。“ 巡り”型。

エコマークグッズ方式

基本的考え方

- ・自然環境を享受する受益者（旅行者）が、土産物などの代金を支払い、その一部が環境管理費用などに充てられる形で、自然環境保全に貢献する仕組みづくりを行う。

意義

- ・消費者が満足度を高めながら、手軽に環境保全に貢献できる手段が増える。
- ・消費者の環境保全への参加意識が高まる。
- ・事業者にとっては商品のアピール力が高まるメリットがある。

課題

- ・会計管理などを行う運営母体の選定
- ・マークを付ける商品の選定
- ・販売ルートの確保
- ・商品の質やブランド力などの管理体制

方法

- ・土産物、飲食物等に特定のマークを印し、その代金の一部が環境管理費用に充てられる。
- ・その商品自体も環境負荷が少ないものであることが望まれる。

(4) 情報提供の拡充

基本的考え方

- ・旅行者や関係者などがエコツーリズムに関する情報を利用できる玄関口となる情報拠点（ポータルサイト）を設置する。

意義

- ・消費者へ適切な質と量の情報を効率的に素早く提供でき、需要や関心の拡大に資する。

課題

- ・まずは、エコツーリズムのサイトとして、どのような内容を提供し、どの程度の情報の質と量を掲載することが適当かを検討する必要がある。
- ・全国的なポータルサイトと地域ごとのポータルサイトの関係など、情報の階層（ヒエラルキー）の関係や役割分担をどう整理するか。

方法

- ・ネット上にエコツーリズムの“ポータルサイト”と呼ばれるようなサイトを設ける。
- ・扱う情報の対象や使い方などで以下のようなものが考えられる。
 - a . 一覧・検索機能型**
 - ・消費者が、出発前などに数多くの場所や商品の中から容易に比較・検討できる利便を図る。(主に全国的または広域的なポータルサイト)
 - b . 現地コーディネート機能型**
 - ・旅先での天気や、イベント等の情報などを含め、場所と日時に応じて細やかかつ動的な情報を集約して提供することで、様々なメニューの中から旅先での活動のコーディネートを可能にする。(主に地域密着的なポータルサイト)
 - ・ネットを使わないで人が案内、コーディネートをする拠点も考えられる。
 - c . 情報交換機能型**
 - ・掲示板や電子会議室等で、エコツーリズムに関する様々な情報を交換する。

(5) モデル地域の設定と事業実施

基本的考え方

エコツーリズムの推進により地域振興を図ろうとする意欲ある地域において、事業者や行政、研究者等が連携してエコツーリズム事業を推進し、モデルとなる先進事例をつくる。地域の選定にあたっては、全国的なエコツーリズムの普及・定着に資するよう、いくつかのタイプごとに汎用性のある地区を選ぶ。

意義

- ・モデル事業で蓄積されたノウハウを活用することで、他地域のエコツーリズム推進に寄与する。
- ・消費者に優良なエコツアーを提供することにより、エコツーリズムの普及、需要喚起につながる。
- ・保全と利用のルールづくりにより、地域の自然環境や文化が適切に保全される。
- ・地域が一体となって取り組むことにより、関係者の連携が深まり、地域への経済波及効果や雇用創出等の地域振興に結びつく。

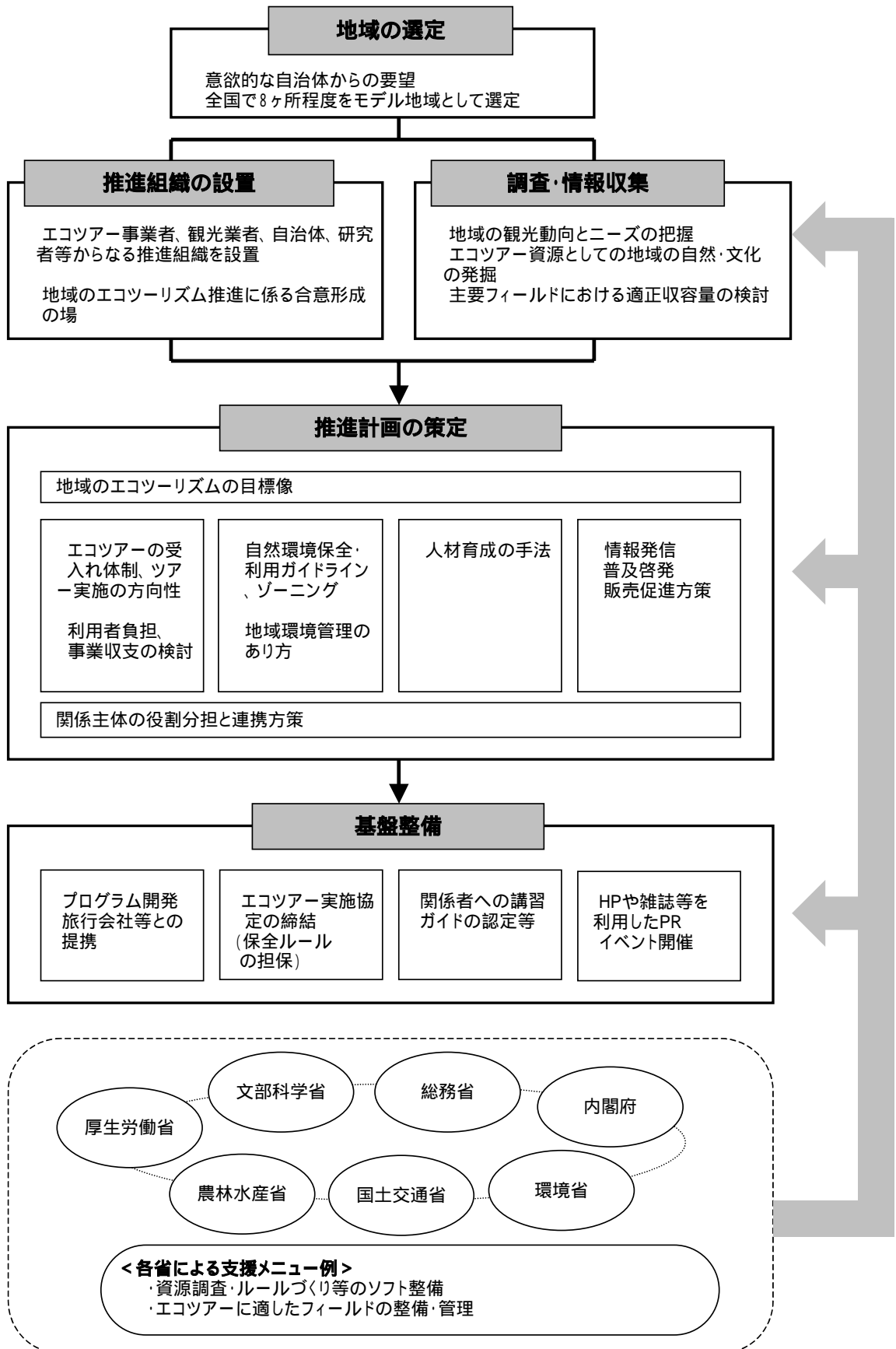
課題

- ・地域のコーディネーターを中心とした推進体制の構築
- ・関連行政機関の連携方策
- ・エコツーリズム推進のノウハウの蓄積

方法

別紙フロー図参照

エコツーリズム・モデル事業の流れ（案）



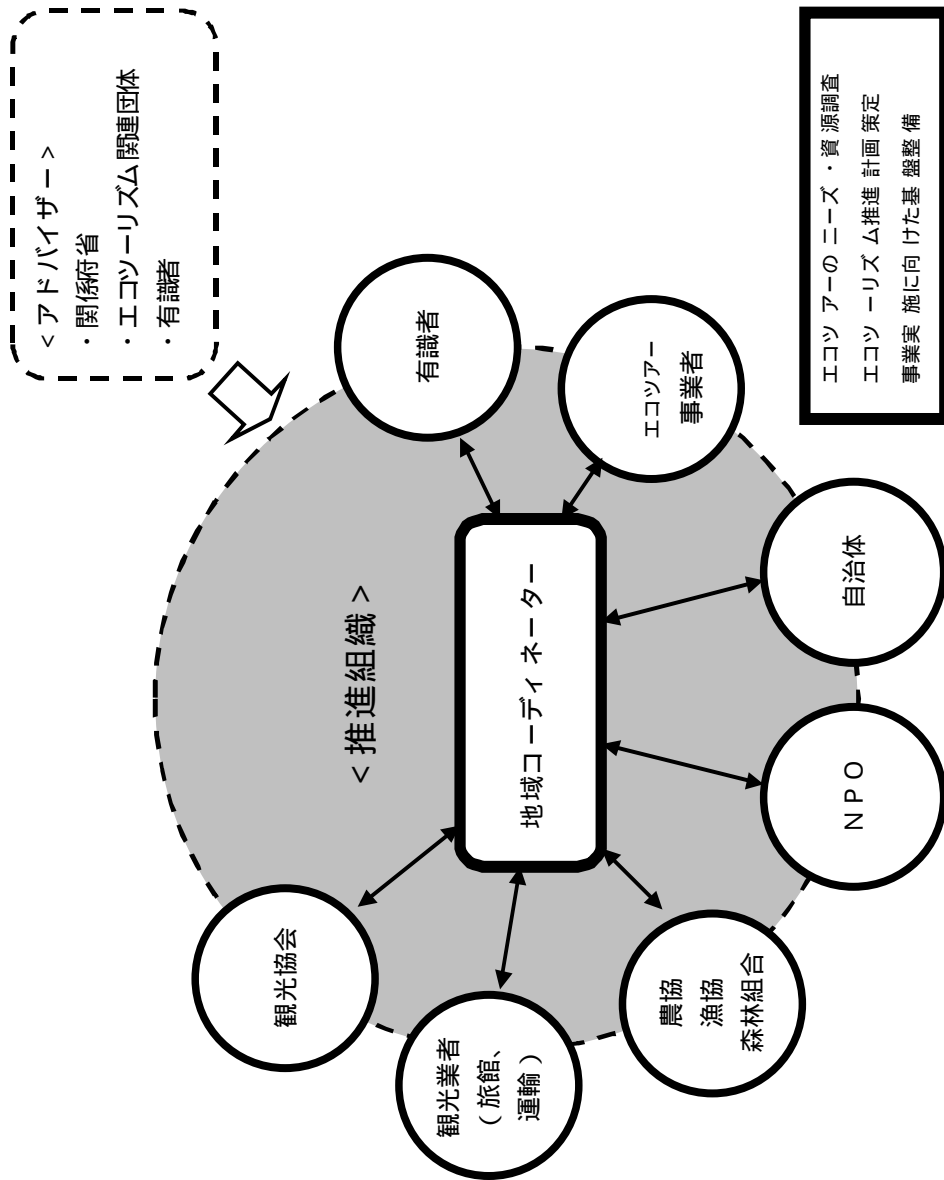
モデル事業の成果イメージ

- ・自然環境の核心部分の利用は、登録ガイド付きで1日100人までとする協定が締結され、踏圧による植生破壊やクマなど野生動物との遭遇事故が減少している。
- ・ホテルの宿泊客の多くが早朝の自然観察ツアーを楽しんでいる。
- ・ピオトープづくりや里山林の管理を行うツアーに参加者が集まり、四季を通じて活動に参加している。

- ・兼業でガイド業を営む人が増え、定住する若者が増えている。
- ・地元の食材や工芸品等の消費が進み、都会のツアー経験者からも定期的に注文が来る。
- ・地元住民が地域の自然や文化に対する誇りを取り戻し、古くからの祭りが復活した。

- ・毎年多くの修学旅行生がエコツアーを体験し、卒業してからも地域を訪れている。
- ・季節に応じたプログラムや研究成果に基づくプログラムの展開により、リピーターが増加した。
- ・エコツアー参加者は、地域の自然環境や伝統文化とのふれあいを通じて、ゆたかな自然体験を得て地域への理解を深めている。

エコツアーリズム・モデル事業 推進体制案



參考資料

参考資料1. エコツーリズム憲章に関する資料

憲章とは？

「憲章」(大辞林による語義)

- (1) 重大な事柄に関するおきて。根本的な原則に関するきまり。「児童」
- (2) 憲法の典章。

charter (研究社ルミナス英和辞典)

1. 憲章 (団体や組織の原則・趣旨・活動を述べたもの)
2. チャーター便、チャーター機
3. [形容詞的に] チャーターの、借り切りの
4. (航空機などの) チャーター、賃貸契約
5. 特許状; 免許状; (本部からの) 支部設立許可
6. [けなして] 法律上の [公式の] 特許状、特別免除

事例「自然保護地域における持続可能な観光のためのヨーロッパ憲章」は、英語の charter の 5. の「免許状; 支部設立許可」に近いニュアンスがある。(後述)

憲章の欧米と日本における基本的な性格の違い (次頁資料参照)

- ・欧米の憲章は、為政者と市民、あるいは権限の保有者と被適用者の間の契約内容を明確かつ厳格に示すことに主眼が置かれ、現実的効力が予定されている (詳細かつ体系的)。
- ・日本の憲章は、共同体の構成員相互の連帯感や共感を醸成することに主眼が置かれ、願望的状况が誓約されている (分かりやすい日本語で簡潔に書かれたものが多い)。

集めた事例についてもほぼあてはまる。

「憲章」と「宣言」

- ・「憲章」は制定後も施策や運動の総合的な根拠になり続けるニュアンス
- ・「宣言」はその時々々の社会状況を反映した特定の思想や姿勢を内外に表明するニュアンス
- ・それにより大きく以下の四つの違いがあらわれる。
 1. 「制定主旨の継続性」: 憲章は後続する運動を喚起し、制定後に大きな意味
宣言はその時に宣言してそれで終わりということになりがち
 2. 「包括理念の総合性」: 憲章は数箇条で表現されることが多く努力目標が多面的
宣言は限られた単一の関心事項に対する見解が中心
 3. 「意義の有効期間」: 憲章は制定時点から半永久的に行動規範になることを原則
宣言は社会情勢や世論の変化に伴い意義が薄れることが多い
 4. 「意識されている受け手」: 憲章は国民や住民を情報の受け手として意識している
宣言はしばしば地域や国を超えた世界を意識している

「憲章」(charter)の歴史

どのような内容の事柄が「憲章」(charter)の形で示されるかは国によっても時代によっても異なりますが、例えば、イギリスを中心とする西欧社会においては、市民社会を前提とした諸々の約束事が「憲章」という形式で示されてきました。

その起源とも言い得るものはイギリスの「大憲章」(マグナ・カルタ、Magna Carta, 1215)ですが、これはジョン王と人民としての貴族との権利的契約内容を明確化するために定められた文書です。

この後、「憲章」という名称の付された著名な歴史的な文書としては、例えば、チャーチスト運動の際提出された請願である「人民憲章」〔英〕People's Charter, 1837)、イギリス連邦の成立を法制化した「ウェストミンスター憲章」〔英〕1931、Westminster Charter)、チャーチルとルーズベルトの共同宣言である「大西洋憲章」(Atlantic Charter, 1941)、国際連合設立の規準を定めた「国際連合憲章」(Charter of the United Nations, 1945)などがあります。

日本の「憲章」の起源と特徴

日本における「憲章」の起源は、慶応四年(明治元年、1868)三月十四日に公布された「五箇条の御誓文」(charter oath)であると考えられます。これは「憲章」という名称こそ付いていませんが、国政の目標が簡潔かつ肯定的に述べられているという点において、「憲章」と見なすべき形式と内容を備えています。

因みに、日本の市民憲章は圧倒的に多くのものの主文が五箇条から成っていますが、この事実は、それらが「五箇条の御誓文」を意識したものであることを示唆しています。

しかし、日本においては「憲章」という漢語自体に馴染みが薄く、明治以降、思想的な信条や実践的な目標が「憲章」という形式で示される伝統は長い間定着しませんでした。

広く知られている最初の「憲章」は、日本国憲法の精神に基づいて昭和二十六年五月五日に定められ、十二箇条から成る「児童憲章」であると思われます。

この昭和二十六年(1951)という年は、我が国で最も古い広島市の「市民憲章」(市民道徳)の制定時期である昭和二十五年ともほぼ符合し、日本における「憲章」の起源を考える上で非常に重要な年です。

一方、欧米の憲章(charter)と日本の憲章とは内容や制定意図がかなり異なります。

すなわち、欧米の憲章は、為政者と市民、あるいは権限の保有者と被適用者の間の契約内容を明確かつ厳格に示すことに主眼が置かれ、現実的効力が予定されているのに対し、日本の憲章は、共同体の構成員相互の連帯感や共感を醸成することに主眼が置かれ、願望的状況が誓約されています。

従って、日本の憲章には分かりやすい日本語で簡潔に書かれたものが多く、法的な規制力を意識して詳細かつ体系的に書かれたものはありません。日本には、このような憲章が市民憲章以外にも数多く制定されています。

「日本の市民憲章について」HP より抜粋
<http://www.geocities.co.jp/HeartLand/7164/sub1.html>

エコツーリズムに関連する主な憲章

(エコツーリズムに関連し「環境保全」+「観光」の2つの視点がある主な憲章など)

自然保護憲章 (1973年 自然保護憲章制度国民会議)

持続可能な観光のための憲章 (1995年 持続可能な観光のための世界会議)

エコツーリズムのためのパートナーシップに関するケアンズ憲章 (2002年エコツーリズムオーストラリア)

自然保護地域における持続可能な観光のためのヨーロッパ憲章 (2002年ヨーロッパパーク連盟)

国際文化観光憲章 (1999年 ICOMOS)

やんばるの自然体験活動憲章 (2001年3月自然体験活動憲章策定検討委員会)

エコミュージアム憲章 2001 (2001年5月26日 日本エコミュージアム研究会)

FICC環境憲章 (2000年11月 国際キャンピング・キャラバニング連盟)

ケベック・ワールドエコツーリズムサミット宣言 (世界エコツーリズム・サミット 2002)

事例の分析結果

憲章を実行する主体

a. 関係者全員型 事例

- ・ほとんど全ての項目を関係者全員が守るというスタイル
- ・主語が「わたしたち」と曖昧なことが多い
- ・概念的なことから遵守、努力、目標などが多い
- ・抽象的で、全体的なので、憲章の長さも短い
- ・日本のものに多い

b. 役割明記型 事例

- ・誰が何をすべきなのかが明確
- ・内容は個別に具体的なことが多い
- ・詳細なため、憲章の長さも長い
- ・国際的なものに多い (欧米のものに多い)

c. 認証型 事例 自然保護地域における持続可能な観光のためのヨーロッパ憲章

- ・基本的にはこの型だが、これを遵守すると“ヨーロッパ憲章メンバー”となる
- ・対象は「自然保護地域」「観光業者」「ツアーオペレーター」の三者
- ・参加者は遵守すべき項目を守り、戦略と行動計画を委員会に提出する
- ・審査を合格すると“ヨーロッパ憲章メンバー”となる
- ・その後、数年おきに審査を受けて資格が更新される
- ・メンバーは、ブランド的価値やメンバー間の協力を得ることなど利点も挙げられてる

憲章の内容 憲章中の項目例

自然保護地域における持続可能な観光のためのヨーロッパ憲章

- ・自然資源を保護し、高めるべき
- ・観光体験の質を高めるべき
- ・一般的な人々の関心を高めるべき
- ・地域に特化した観光を開発する
- ・スタッフのトレーニングが必要
- ・地域住民の生活の質の保護とサポート
- ・地域社会と地域経済の開発・改善
- ・旅行者数の管理

国際文化観光憲章（1999年 ICOMOS）

- ・まず遺産や文化に対する体験や理解のための機会を提供すべき
- ・対立しがちな保護と観光の関係をどうにか乗り越えて持続的な関係を築くべき
- ・訪問者の経験を価値あるものにし、満足され、喜ばせるべき
- ・地域社会と住民を、保存と観光のためのプランニングに参加させるべき
- ・観光活動と保護活動は地域社会の利益に資するべき
- ・観光プロモーションは、自然・文化遺産の特徴を守り、高めるものであるべき

やんばるの自然体験活動憲章（平成13年3月制定）

沖縄のよりよい未来を創っていくために、自然の仕組みや、人と自然のかかわり、自然との適切な接し方などの知識や経験が、今、私たちに求められています。

私たちの祖先から受け継いだ豊かな自然や文化、伝統などを持続的に利活用し、同時に活動地域へさまざまな貢献を考え、さらにそれを私たちの子孫へ引き継ぐために、ここに「やんばるの自然体験憲章」を定め、これを遵守します。

1. 私たちは やんばるの豊かな自然を理解し活動します

1. 私たちは やんばるの自然にすむ生きものたちとその生態系をおびやかすことはいたしません

1. 私たちは 地域の文化や歴史を尊重します

1. 私たちは 地域の暮らしにさまざまな形で貢献します

1. 私たちは 安全で事故のないように活動します

主 唱：自然体験活動憲章策定検討委員会

後援：沖縄県、国頭村、大宜味村、東村

参考資料2 . エコツーリズム 100 選に関する資料

(1) エコツーリズム (事業) リストアップ方式 (エコラベル方式)

認証 (リストアップ) の条件例 (ツアープログラムの場合)

a . 環境への意識

- ・環境への負荷軽減への努力
- ・環境に関する適切な情報提供や環境教育の質や程度
- ・環境の保全・管理に対する意識喚起の取り組み

b . 地域社会との良好な関係

- ・地域社会との交流や連携の努力
- ・地域文化の理解や体験に関するプログラム
- ・地域社会への貢献

c . 観光体験の質の向上や安全性の確保その他

- ・旅行者の体験するプログラムの質向上への工夫
- ・安全性への配慮
- ・正確な情報提供
- ・社会的弱者への対応

エコツーリズム認証制度の例

NEAP (オーストラリア・エコツーリズム協会)

- ・宿泊施設、ツアー、アトラクションの3分野について認定エコツアープログラム推奨制度 (日本エコツーリズム協会)
- ・日本におけるエコツアープログラムの認証制度。平成 15 年度から審査開始。北海道アウトドア資格制度
- ・アウトドアガイド個人に対する資格制度と、優良アウトドア事業者の登録制度からなる。

グリーンツーリズム・ビジネススキーム (スコットランド)

- ・ヨーロッパ各国で実施されている宿泊施設や観光施設を対象にした認証制度の一つ。

ECOTEL (アメリカ・HVSエコサービス)

- ・ホテルを対象としたもので、審査の合格率は4%と基準が非常に厳しい。

グリーン購入ネットワーク

- ・「ホテル・旅館」が、グリーン購入の対象となる分野の一つとなっている。

ブルーフラッグ・キャンペーン

- ・ヨーロッパの海浜に対する認証制度。

FSC 認証

- ・持続可能な森林経営の基準に適合した森林を認証。その森林で生産される木材製品にFSCマークを付けることができる。

ウェルカム・イン

- ・環境関係ではないが、国に関連する財団が認証的システムを行っている例。

NEAP（エコツーリズムオーストラリア）について

切り張り原稿

資料：「季刊ECOツーリズム vol.3 No.3 Winter2000」エコツーリズム推進協議会、2000.3

選定の評価軸の例

- ・以下の条件例などを総体的に判断して評価する。
 - a . **ガイドツアー、観察会などが実施されていること (質、量、定期性)**
 - ・職業的ガイドツアーの実施状況
 - ・ボランティアガイドツアーの実施状況
 - ・教育プログラムの展開の実施状況
 - ・自然観察会の実施状況
 - ・体験活動の実施状況
 - b . **環境保全への努力がなされていること**
 - ・宿泊施設、観光施設等の施設・設備等での環境への負荷軽減努力
 - ・環境モニタリングの実施
 - ・住民、NPOによる環境管理の状況 (産業型は除く)
 - ・環境のマイナスをプラスに転換する努力を行っている (豊島型)
 - c . **地域内の連携や協力体制**
 - ・自治体、民間業者、ボランティア、地域住民などの間での交流や連携の状況
 - ・地域住民への情報提供や、住民参加への取り組み
 - ・地域住民の生活の質の保護やサポート
 - ・地域社会への貢献 (文化的、経済的等)
 - d . **継続、自立的展開の努力がなされていること**
 - ・人材育成の取り組み
 - ・公的な施策による環境維持の仕組み
 - ・地域外への情報発信力

主な百選の事例の分析 (次ページ表 4 - 1 参照)

a. 候補地の挙げ方

- ・都道府県からの報告、推薦
- ・市町村からの応募
- ・国の地方機関 (森林管理署)
- ・団体、個人を問わず応募
- ・地区選定委員会

(表4-1) 主な日本の“百選”

No	百選名	制定年	選定者
	日本百名山	1964年	深田久弥(作家)
	日本の自然百選	1982年	朝日新聞社・森林文化協会
	名水百選	1985年	名水百選調査検討委員会(環境庁)
	森林浴の森百選	1986年	林野庁・緑の文明学会
	ふるさとおにぎり百選	1986年	「ふるさとおにぎり百選」審査委員(食糧庁)
	日本の道百選	1986-1987年	「日本の道百選」選定委員会(建設省)
	日本の白砂青松百選	1987年	「日本の白砂青松100選」選定委員会 (社)日本の松の緑を守る会
	ふるさといきものの里100選	1989年	ふるさといきものの里検討会(環境庁)
	日本の都市公園100選	1989年	緑の文明会・(社)日本公園緑地協会
	日本の滝百選	1990年	日本の滝百選選定委員会(緑の地球防衛基金)
	日本のさくらの名所百選	1990年	(財)日本さくらの会
	米づくり100選	1990年	全国農協中央会・日本農業新聞
	農村景観百選	1991年	農村景観百選調査委員会(農林水産省)
	都市景観100選	1991-2000年	都市景観大賞審査委員会(建設省)
	水源の森百選	1995年	水源の森百選検討委員会(林野庁)
	水の郷百選	1995-1996年	水の郷審査委員会(国土庁水資源部)
	日本の音風景百選	1996年	日本の音風景検討会(環境庁大気保全局)
	日本の渚百選	1996年	「日本の渚百選」中央委員会(農林水産・運輸・建設省、環境庁、日本の渚中央委員会)
	元気のある商店街100	1996年	元気のある商店街100選選定委員会(中小企業庁)
	歴史の道百選	1996年	文化庁
	日本の灯台50選	1998年	海上保安庁・財団法人燈光会
	公共建築百選	1996年	公共建築百選選定委員会(建設省)
	日本の棚田百選	1999年	「日本の棚田百選」選定委員会(農林水産省)
	日本の夕陽百選	1999-2002年	日本の夕陽百選選考委員会(日本列島夕陽・朝日の郷づくり協会)
	日本の朝日百選	2000年	日本列島夕陽・朝日の郷づくり協会
	森の巨人たち百選	2000年	「森の巨人たち100選」選定委員会(林野庁)
	日本の水浴場88選	2001年	快適水浴場検討会(環境省環境管理局)
	かおり風景百選	2001年	かおり風景百選選定委員会(環境省環境管理局)
	遊歩百選	2002年	読売新聞社
	にっぽんの温泉百選	2002年	観光経済新聞社(毎年業者による投票で選定)
	観光カリスマ百選	2003年	観光カリスマ百選選定委員会(内閣府、国土交通省)

b. 最終選定者

- ・ 選定委員会だけ ほとんど
- ・ 投票 + 選定委員会

c. 選定の対象

- ・ 資源そのもの
- ・ 一定の広がりを持つエリア
- ・ 市町村などの自治体
- ・ 資源とその他のものの複合 かおり風景
- ・ 人物

d. 選定基準

- ・ 対象の資源の質（美しさ、純度等）
- ・ 規模
- ・ 歴史性、文化性
- ・ 希少性、特異性
- ・ 著名度
- ・ 対象資源の保存状況、保存の取り組み
- ・ 地域住民からの愛され方、大事にされ方
- ・ 資源をつくり出す活動、プロセス
- ・ 今後の継続性
- ・ モデル性
- ・ 安全性
- ・ 利便性、アクセス性
- ・ 公開性
- ・ 種類や地域のバランス

e. 選定期間

- ・ 一度に全て選ぶ
- ・ 10 前後ずつ選んで、選定期間を継続していく

f. 選定後の展開

- ・ 表彰
- ・ 書籍、冊子等の出版
- ・ 保護キャンペーンの実施、寄付金募集による基金創設、各種施策展開
- ・ ウォーキング大会、俳句大会等のイベント
- ・ 新聞での連載
- ・ イメージソングづくり

参考：百選の起源

「日本新八景」昭和2年(1927年)

- ・東京日日新聞と大阪毎日新聞の主催で、1ヶ月間で投票総数9,800万と大変な盛り上がりを見せた。
- ・投票結果をもとに選考委員会で選定。
- ・選ばれた場所
海岸：室戸岬、湖沼：十和田湖、山岳：温泉（雲仙）岳、河川：木曾川
渓谷：上高地渓谷、瀑布：華厳滝、温泉：別府温泉、平原：狩勝峠
- ・一般投票最下位だった上高地も選定委員の推薦で選ばれ、以後多くの観光客が訪れるようになるなど、日本の観光地の構造を変えた大きなイベントとなった。

「新日本観光地百選」昭和25年(1950年)

- ・毎日新聞社が主催。運輸省観光部、文部省文化財保護課、厚生省国立公園部、国鉄、GHQ経済科学局が後援。外国人観光客来日による外貨獲得による刺激策として期待された。
- ・10のカテゴリーごとに一位から十位までを選定し、観光地百ヶ所とする観光地人気投票。
- ・各部門の1位である10ヶ所については、郵政省が観光切手を発売し、国鉄は十月中旬の観光週間に10ヶ所それぞれを目的地とした特別周遊券を発行する計画を発表。詩人・俳人10人が1人ずつ各場所にちなむ歌をつくり、紹介記事を書いた。
- ・入選した100ヶ所については記念スタンプをつくった。
- ・1位になった蔵王では村の名前を「蔵王村」と変えるなど地元や関係者の熱狂が高まった。

「四国八十八ヶ所巡り」

- ・弘法大師が開いたとされる四国八十八ヶ所霊場は、八十八の煩惱を滅し、八十八の浄土を現じ、八十八尊の功德を成就するためと説かれるが、仏教的な根拠は薄く、特に旅行が制限されていた江戸時代に、信仰的名目で旅をする理由づけとしての意義を持ったとされる。

「水の郷百選」の概要（百選の一例として）

「水の郷百選」とは

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている107地域を、「水の郷百選」として、国土庁が認定しました。

水の郷百選における水環境保全の主な対象は、

- ・河川 52地域
- ・湧水・地下水 26地域
- ・湖 7地域
- ・森林 7地域
- ・水田 7地域
- ・その他に、クリーク、ため池等を保全対象としている地域もみられます。

水を活かした特色ある取組事例としては、

- ・歴史ある運河、用水、ため池、湧水、棚田等を積極的に保全・利用するなど、水にかかわる生活・文化が地域に根づいているもの
 - ・地元に適応した利水や治水システムのみられるもの、
 - ・行政と住民の協力により快適な水環境の形成に取り組んでいるもの
 - ・歴史ある水にかかわる民俗芸能や祭りを継承しているもの
 - ・水にかかわるイベントを積極的に開催しているもの
 - ・水を活かした特産品による地域おこしに積極的に取り組んでいるもの
- などとなっています。

水の郷百選の認定について

1 目的

我が国においては、温暖多湿な気候の中で「豊葦原の瑞穂の国」と言われるほど豊かな水があり、水田や森林が維持され、日常生活のなかで水を上手に利活用する中から地域固有の水文化が形成されてきた。さらに、水を活用した産業や特産品の開発、生活基盤としてのアメニティの増進などの人と水とのかわり方が地域文化の形成や地域アイデンティティの確立、産業の発展に大きく関与してきた。

しかしながら、近年、工業化や都市化が進展し、利便性が追求されるようになった結果、身近な水が失われ、日常生活における水のありがたさや関心が薄れ、地域固有の水文化が衰退してきている。また、土地の利用、水の利活用形態が多様化する中、安全でうるおいのある社会の形成をはかるため、水環境の保全等をはかることが大きな問題となってきている。

そこで、地域固有の水をめぐる歴史文化や優れた水環境の保全に努め、水を活かした町づくりや村づくりに優れた成果をあげている地域を「水の郷」とし

て認定し、水環境の保全等について広く国民にPRするとともに、水を守り水を活かした地域づくりに資するものとする。

2 認定主体

国土庁水資源部

3 認定地域の選定

(1) 選定対象

原則として、市町村単位。ただし、水にかかわる歴史や文化が隣接する市町村と一体的で、切り離すことができない場合は、例外的に隣接市町村と合わせた単位とすることができる。また、大都市においては区単位とすることができる。

(2) 審査及び選定

選定に当たっては市町村から各都道府県を通じて応募された地域を「水の郷」候補地とし、学識経験者等で知られる「水の郷」審査委員会等によって審査し選定する。

(3) 選定基準

地域において、水源涵養、水質の保全、水の合理的な利・活用、飲み水の安全や、おいしさの確保、うるおいある水辺環境の整備など、水環境の保全が適正に行われているかどうか。

水にかかわる特色を持った歴史や文化があるかどうか。

水にかかわる歴史や文化が地域の活性化にどのように活かされているか。水環境の維持・整備のための住民による活発な取り組みがあるかどうか。

4 認定結果

- (1) 応募総数 254 地域
- (2) 平成7年3月22日 34 地域
- (3) 平成8年3月22日 73 地域

5 審査委員名簿

高橋 裕	芝浦工業大学工学部土木工学科 教授座長
伊集院 礼子	日本放送協会チーフ・プロデューサー
嘉田 由紀子	滋賀県教育委員会事務局琵琶湖博物館（仮称） 開設準備室専門員
小嶋 勝衛	日本大学理工学部建築学科 教授
桜井 慎一	日本大学理工学部海洋建築学科 講師
島森 路子	「広告批評」編集長
鈴木 光剛	筑波大学名誉教授
千賀 裕太郎	東京農工大学農学部環境資源学科 助教授
寺田 斐夫	(財)リバーフロント整備センター理事長
永田 信	東京大学農学部森林生態社会学講座 教授
東 三郎	北海道大学 名誉教授
堀 繁	東京工業大学情報理工学研究科情報環境学専攻 助教授
向 一陽	元共同通信社編集委員室次長兼論説委員
安田 喜憲	国際日本文化研究センター 教授

参考資料3 . グリーンパスポートに関する資料

(1) エコパスポート・スタンプ方式

エコパスポートの各タイプの例

a . 特典型

飛騨エコパスポート

- ・日本初のエコパスポートとして導入された。 その課題などを活かしたい。
- ・パスポートには割引券やイベント参加権が付き、売り上げはほぼ全て基金に充当。

民間事業者の参加の利点が見えづらかった。 貢献度を測る仕組みがあると良い。

たもかくグリーンパスポート

- ・所有者は特定エリアの山林に自由に入れる文字通りのパスポート。

b . 交通負荷軽減型

鎌倉・環境フリー環境手形

- ・特定エリアへの車の流入を抑制するため公共交通機関の料金を割り引くチケット。

c . スタンプラリー型

しまねこどもエコクラブパスポート

- ・環境保全活動の記録帳的もの。 ポイントを溜めると記念品がもらえる。

「飛騨エコパスポート」について

- ・岐阜県と飛騨地方 20 市町村では、平成 9 年 7 月から平成 1 4 年度末まで全国に先駆けて、「飛騨エコパスポート」を発売した。
- ・販売は、飛騨地域の 20 市町村の観光協会・観光案内所や JR の主要駅みどりの窓口などを中心に販売されたが PR 費用が少額で、ほとんどがポスター・リーフレット、「発売中」ののぼりと加盟店表示のサインの経費となり、広報に経費があまりまわらなかった。
- ・エコパスポートを購入者は、飛騨地域の 20 市町村内の飲食店や観光施設などで、さまざまな割引が得られる他、イベントやボランティア活動に参加できる特典があった。

飛騨エコパスポートの特典の一例

- ・ 裃を着て、高山祭りに参加。
 - ・ 日本一のかがり火まつり（高根村）での松明行列に参加。
 - ・ 禅昌寺(萩原町)清掃ボランティアへの参加。
 - ・ 文化施設や観光施設スキー場などのスポーツ施設での割引。
- ・ 飛騨エコパスポートの代金 1,000 円は、販売手数料をのぞく全額が「エコ・ツーリズム地域資源保全基金」に編入され、飛騨地域の自然保護や文化資源の保全を図る活動への助成金となった。平成 9 年 8 月からは、クレジットカード会社より「飛騨エコカード」が発行され、クレジットカードによる売上手数料の一部が基金に充てられた。
- ・ 基金による助成の内容は、毎年、関係市町村が行う植物などの増殖、棚田の再生、自然感謝祭等のイベントなど、資源・施設等の保全や整備などであり、平成 11 年度の例としては下記のものがある。
- ・ 環境教育ミーティング中部 99 (高山市)
 - ・ 天生県立自然公園ガイド事業(河合村)
 - ・ たかねネイチャーガイドブック作製事業(高根村)
 - ・ 溪流魚の生息環境の保全と清流の景観保全に寄与する地域資源(溪流魚付き保全林)の保全に関する調査事業(馬瀬村)
 - ・ 枝垂栗自生地管理事業(下呂町)〔平成 10 年度から継続〕
 - ・ 馬瀬川を美しくする団体活動事業(馬瀬村)〔平成 10 年度から継続〕
- ・ 事業は平成 14 年度末で一旦終了し、今後は市町村合併も見越して、市町村が事業を自主的・主体的に行うものとして発展的解消を行うことになった。
- ・ 平成 14 年度末までに 19,909 枚が販売された。(発行総数 23,000 枚)
- ・ 予算は、当初三年計画で総計 2,000 万円(県 1,000 万円、飛騨 20 市町村 1,000 万円)で、内訳は、パスポート作成費が 1,500 万円、PR 経費が 350 万円、会議費・事務費等で 150 万円だった。
- ・ 前述のように、パスポートの売り上げは販売手数料を除いて全て基金に回されるため、地域の自然保護や文化振興に活かされるものの、商品の割引など旅行者に便宜を図った地域内の観光事業者には基本的には還元されない。当初こうしたことに地元から不満が挙がっており、貢献度を顕彰するなど何らかの対応も必要と考えられる。

(2) エコマークグッズ方式

「トトロファンダグッズ」の例

- ・トトロのふるさと財団では、各種グッズを販売し、その収益金がトトロの森・狭山丘陵を守る活動に使われている。
- ・各グッズには宮崎駿氏が描いたイラストがデザインされ、グッズの大きな魅力となっているが、その著作権料を宮崎氏が受け取らない形で、財団の収入になっている。
- ・グッズには以下のような商品があり、基本的に他では入手できないものとなっている。

文房具類：絵はがき、レターセット、シール、メモ、便せん、下敷き、クリアファイル

バッグ類：巾着、トートバッグ、大型トートバッグ

(バッグ類の縫製は、障害のある方たちが働く共同作業所で行っている)

衣類：Tシャツ(子供用と大人用)、ポロシャツ

その他：タオル、バンダナ、キーホルダー、ネックピース、カレンダー

- ・商品は財団事務所で販売するほか、通信販売を行っている。トトロのふるさと財団の会員になるとグッズの割引もある。



参考資料4 . 情報提供の拡充に関する資料

ポータルサイトに関する一般的な課題

運営体制

- ・ 行政が直接の運営主体となると平等性での拘束などの問題があるため、運営主体や費用の補助などの方法も検討する必要がある。
- ・ 一般的に観光ポータルサイト場合、その運営側と、末端の情報収集・提供を行う側との間での役割、責任、費用の分担などが明確でないと、十分な情報が得られないことが多い。
- ・ 情報の更新が滞りがちであるため、管理を専門業者へ委託したり、地域間の競争原理を導入したりするなどの工夫が必要。

インセンティブの提供

- ・ アクセス数や情報の質と量などでポータルサイトの地位を十分に確立し、情報提供者である自治体や民間業者等にとって情報を提供するメリットを与える必要がある。

(逆に情報の吸い上げが鈍いとポータルサイトとしての地位は危うくなる)

使ってもらえる情報提供

- ・ 情報弱者でも利用できる容易な情報閲覧、情報提供が得られる仕組みが望ましい。

情報収集などの課題克服などの点で参考となりそうな例

全国地域観光情報センター「全国旅SODAN」

- ・ 全国の観光情報のポータルサイトを目指す(社)日本観光協会のサイト。

「Q州マイコンシェルジュ」

- ・ 地域情報を提供するボランティアを導入し、行政では手が回らないようなきめ細かい情報提供を行っている。

湯LOVE草津

- ・ 観光協会に委託することで、更新頻度が高く、民間業者の情報が載せやすくなった。

パーフェクト会津

- ・ ポータルサイトを管理する受託業者への情報提供を公文書で依頼し、情報収集を徹底している。

ゆうゆうネット伊豆

- ・ ページ毎のアクセス数データを関係者に示すことで地域間の競争意識を刺激し、情報提供のモチベーションを高めている。

イースト北海道

- ・ 旅行エージェント向けに、詳細な地図情報や道路時刻、旅行パンフレット用版權フリー画像集などを提供している。

群馬県観光協会ホームページ

- ・スキー場積雪情報など、時々刻々と変わる動態情報も提供している。

「ゆうゆうネット伊豆」の例 <http://www2.izu-kankou.or.jp/izu/index.asp>

- ・運営主体は伊豆地域 22 市町村の公共・民間の様々な団体から構成される伊豆地域観光活性化協議会だが、管理は全て静岡新聞社に委託されている。
- ・各市町村や旅館、店舗からの情報収集や情報入力作業も静岡新聞社が行っているが、各市町村や民間業者も ID とパスワードを入力することで、直接情報を入力することができるようになっている。
- ・サイトを管理している静岡新聞社は、アクセス状況を市町村担当者に報告している。全てのページについてアクセス数が分かるため、市町村間で競争意識が高まり、更新頻度の高さがアクセス数の向上に繋がるという意識が定着している。

The screenshot shows the homepage of 'YuuYuuNet Izu' in Microsoft Internet Explorer. The page features a navigation menu with links for Home, Special, Izu Area, Events, and more. A search bar is visible on the left. The main content area includes a 'What's New!' section with a '2003 紅葉' (2003 Autumn Leaves) article, a '2003 伊豆の紅葉特集' (2003 Izu Autumn Leaves Special) article, and a '特集 Feature Article' section. On the right, there is a calendar for December 4, 2003, and a list of cherry blossom and autumn leaf viewing spots with dates and contact information.

その日に見ることが
できる開花・紅葉などの情
報も写真入りでリストア
ップされ、情報の更新頻